

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（平成11年東京都板橋区条例第49号）第32条第1項及び東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則（平成12年東京都板橋区規則第38号）第14条の規定に基づき、令和6年度板橋区一般廃棄物処理実施計画を定めたので、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

東京都板橋区長 坂本 健

令和6年度板橋区一般廃棄物処理実施計画

1 施行地域 板橋区全域

2 一般廃棄物の年間の処理量の見込み

- | | | |
|----------------|-------------|---------------|
| (1) ごみ（資源物を含む） | 142,379トン | （日量457.9トン） |
| (2) し尿、浄化槽汚でい等 | 912.8キロリットル | （日量2.9キロリットル） |
| (3) 動物死体 | 766頭 | （日量2.5頭） |

3 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項

一般廃棄物の発生を抑制するために板橋かたつむり運動を積極的に展開し、下記の方策を実行する。

- (1) パートナーシップに基づく循環型経済社会づくり
- (2) ごみを発生させない仕組みづくりの推進
- (3) 環境意識の高い事業活動の推進
- (4) 拡大生産者責任の明確化
- (5) 環境にやさしい生活への転換の推進
- (6) 区民、事業者、区による多様なリサイクルの推進
- (7) 事業系ごみの発生抑制
- (8) 発生抑制に関する普及啓発の推進
- (9) 環境教育の推進

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区別並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

- (1) ごみ（資源物を含む）
別表1・2のとおり
- (2) 板橋区が収集するごみの範囲等
 - ① 板橋区が収集するごみの範囲は、家庭廃棄物及び家庭廃棄物の処理に支障のない事業系一般廃棄物、家庭廃棄物の処理に支障のない一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物とする。
 - ② 板橋区が収集する家庭廃棄物の処理に支障のない事業系一般廃棄物を排出する事業者の範囲は、常時使用する従業員の数が20人以下、かつ、一事業者当たりの平均排出日量が50キログラム未満の排出事業者をいう。
 - ③ 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項及び同法施行令(昭和46年政令第300号)第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加

工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず、陶磁器くずで、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者から排出されるもの、かつ、一事業者当たりの平均排出日量が50キログラム未満のものをいう。

- ④ 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項で定める特定家庭用機器廃棄物(エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式、有機EL式に限る)、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)は収集しない。区民及び事業者が排出する場合は、再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者又は再商品化等をする者に引き渡さなければならない。
- ⑤ 資源有効利用促進法(平成3年法律第48号)に基づき指定再資源化製品に指定された家庭系パーソナルコンピュータは収集しない。区民が排出する場合は、製造等事業者へ引き渡すものとする。
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条第10号で定める転居廃棄物は収集しない。区民がやむをえない事情により排出する場合は、引越荷物運送業者へ委任し、一般廃棄物収集運搬業者へ引き渡すものとする。

(3) し尿、浄化槽汚でい等

別表3のとおり

(4) 動物死体

別表4のとおり

5 共同処理等に関する事項

- (1) 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理並びにし尿の下水道放流に係わる施設の整備及び管理運営については、特別区が設置した東京二十三区清掃一部事務組合により共同処理する。
- (2) 各特別区間の搬入調整については、東京二十三区清掃一部事務組合が、清掃車の雇い上げに関する事務については、特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合が設置した東京二十三区清掃協議会が行う。

6 一般廃棄物の処理等に関係する他区市町村等に関する事項

- (1) 不燃ごみの再資源化処理については、民間事業者が設置・管理する施設を使用する。
- (2) 資源物の一部の再資源化処理については、民間事業者が設置・管理する施設を使用する。
- (3) 家庭し尿については、板橋区が、豊島区、北区の分も合わせて収集する。
- (4) 最終処分については、東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を使用する。

7 一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は令和3年度より行っていない。ただし、次の場合はこの限りでない。

① 一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に板橋区で協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合

② 令和2年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合

8 適用日

本計画は、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

区分	種別	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
家庭廃棄物	可燃ごみ [燃やすごみ] (資源物を除く。)	79,146トン (日量 254.5トン)	板橋区が週3回収集する。	自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理した後、東京都に委託して埋立処分する。	1 区民は、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物とに分別し、あらかじめ定められたごみ集積所へ、それぞれの収集日の午前8時までまでに排出する。 2 可燃ごみ及び不燃ごみについては、規則第16条に定める基準に適合した容器又は袋に収納して持ち出す。
	不燃ごみ [燃やさないごみ]	1,783トン (日量 5.7トン)	板橋区が月2回収集する。		板橋区が再生利用可能な資源として、売却等により処分する。	3 なお、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。 4 古紙は、新聞、雑誌、紙パック、紙箱・紙袋・OA用紙、ダンボールの種類別にひもでしばって排出する。 5 びん及び缶は、キャップ等の除去及び洗浄した上で、びん用、缶用それぞれの回収箱へ入れて排出する。 6 ペットボトルは、キャップとラベルを除去し、洗浄及び簡易な圧縮をした上で、集積所の回収ネット等へ入れて排出する。
	資源物 [資源] (再生利用を目的として分別して回収するものをいう。)	16,676トン (日量 53.62トン)	古紙 びん 缶 ペットボトル プラスチック 食品用トレイ プラスチック製ボトル容器 紙パック 乾電池 廃食用油 古布・古着 使用済小型家電	板橋区が週1回収集する。	自動車による。	板橋区が再生利用可能な資源として、売却等により処分する。

区分	種別	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
家庭廃棄物	粗大ごみ (転居廃棄物を除く。)	4,458ト (日量) 14.3ト	板橋区が区民の申告に基づき毎日収集するほかは、区民自らが区長の指定施設へ運搬する。	自動車によるものほかは、区民が自らの責任で行う。	原則として東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理した後、東京都に委託して埋立処分する。 再生利用が可能な資源は民間事業者が設置する保管施設まで運搬した後、売却等により処分する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民は、あらかじめ区と委託契約する粗大ごみ受付センターに申告し、収集日又は区長の指定する施設へ運搬する日を選択する。 2 収集は、条例第35条第1項の規定により、有料粗大ごみ処理券を添付して収集日の午前8時までに排出する。 3 区長の指定する施設へ運搬する場合は、条例第35条第2項の規定により、有料粗大ごみ処理券を施設へ提出して排出する。 4 なお、粗大ごみに含まれるポリクロリネイテッドビフェニル(PCB)は、除去すること。
	転居廃棄物 (転居の際に排出された粗大ごみの形状をしたもので、特定家庭用機器廃棄物及びパーソナルコンピュータを除く。)	5ト (日量) 0.0ト	引越荷物運送業者が転居する者から委任を受け、自らが管理する保管倉庫に運搬し、一般廃棄物収集運搬業者が引渡しを受け収集する。	自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理した後、東京都に委託して埋立処分する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 転居する者がやむをえない事情により、引越荷物運送業者に処理を委任するときは、区長が別に定める事項を記載した委任状を当該引越荷物運送業者へ交付しなければならない。 2 引越荷物運送業者は、一般廃棄物収集運搬業者に収集を委託するときは、あらかじめ保管倉庫の所在地を管轄する清掃事務所に申請し登録をしなければならない。 また、一般廃棄物収集運搬業者に1の委任状の写し及び引越しの契約書等の写しを交付しなければならない。 3 一般廃棄物収集運搬業者は、転居廃棄物を処理施設に持ち込もうとするときは、保管倉庫の所在地を管轄する清掃事務所において2の委任状の写し及び契約書等の写しを提出し、承認を受けなければならない。

別表 2

区分	種別	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
事業系一般廃棄物	可燃ごみ [燃やすごみ] (資源物を除く。)	5,505ト (日量 17.7ト)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、板橋区が週3回収集する。	事業者が自らの責任で行うものは、自動車による。	事業者が自らの責任で処分するものほかは、東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理した後、東京都に委託して埋立処分する。	1 板橋区は、家庭廃棄物の処理に支障が生じない範囲において事業系一般廃棄物を収集する。 2 板橋区が収集する場合は、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物とに分別し、条例第36条の規定により、事業系有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。 ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 3 可燃ごみ及び不燃ごみについては、規則第16条に定める基準に適合した容器又は袋に収納して持ち出す。
	不燃ごみ [燃やさないごみ]	548ト (日量 1.8ト)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、板橋区が月2回収集する。	事業者が自らの責任で行うものは、自動車による。	事業者が自らの責任で処分するものを除き資源化施設まで運搬した後、売却又は再生利用可能な資源として処分する。	4 なお、排出にあたって事業者は、条例第41条又は第50条に定める保管場所まで持ち出すなど板橋区の指示によること。 5 また、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
	資源物 [資源] (再生利用を目的として分別して回収するものをいう。)	1,967ト (日量 6.3ト)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、板橋区が週1回収集する。	事業者が自らの責任で行うものは、自動車による。	事業者が自らの責任で再利用するものほかは、板橋区が再生利用可能な資源として、売却等により処分する。	6 古紙は、新聞、雑誌、紙パック、紙箱・紙袋・OA用紙、ダンボールの種類別にひもでしばって排出する。 7 びん、缶は、洗浄し規則第16条第2項の基準に適合した袋により、排出すること。 8 ペットボトルは、キャップとラベルを除去し、洗浄及び簡易な圧縮をした上で、規則第16条第2項の基準に適合した袋により、排出すること。 9 プラスチックは、洗浄をした上で、規則第16条に定める基準に適合した袋により、排出すること。
	持込ごみ	32,291ト (日量 103.8ト)	事業者が自らの責任で行うものは、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	事業者が自らの責任で行うものは、一般廃棄物収集運搬業者の自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理した後、東京都に委託して埋立処分する。	1 事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、区長が指定する施設を利用して処分する場合は、可燃ごみと不燃ごみとに分別するなど板橋区の指示によること。

区分	種別	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
事業系一般廃棄物	食品リサイクル対象品目		事業者が自ら行うもののほか、再生利用を目的とし、適正に収集運搬する者が行う。		関連する法令等が定めた施設において適正に資源化する。(別表2-2)	1 関連する法令等に基づき、周辺環境に配慮して排出すること。
	一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物		一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物とあわせて板橋区が収集する。	東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理した後、東京都に委託して埋立処分する。		1 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物(びん・缶・ペットボトル・プラスチック)とに分別し、条例第36条の規定により、事業系有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。 ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 2 排出にあたって事業者は、条例第41条又は第50条に定める保管場所まで持ち出すなど板橋区の指示によること。 3 びん、缶は、洗浄し規則第16条第2項の基準に適合した袋により、排出すること。 4 ペットボトルは、キャップとラベルを除去し、洗浄及び簡易な圧縮をした上で、規則第16条第2項の基準に適合した袋により、排出すること。 5 プラスチックは、洗浄をした上で、規則第16条に定める基準に適合した袋により、排出すること。
	排出事業者持込ごみ(せん定枝葉等)		排出事業者が自ら行う。		作業箇所から半径50km以内の再資源化施設に搬入し資源化する。	1 排出事業者が自らの責任で収集及び運搬を行う。

(別表2-2)

食品リサイクル対象品目に関する処理施設等一覧

	協議(搬入)先自治体	処理施設	協議理由	一般廃棄物の種類
1	東京都大田区	①(株)アルフォ ②バイオエナジー(株)	食品リサイクル法第11条 第1項の登録を受けた登録 再生事業者へ運搬処理	食品循環資源 (食り法)
2	埼玉県大里郡寄居町	(株)アイル・クリーンテック 寄居工場		

別表 3

区 分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
家庭し尿	26.4 キロリットル (日量 0.1キロリットル)	板橋区が原則として月2回収集する。	吸い上げ自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理した後、下水道放流による処分並びに東京都に委託して埋立処分する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共下水道処理区域内において、くみ取り便所がもうけられている建築物を所有するものは、下水道法第11条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 2 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。 3 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽汚でい (ディスポーザ 汚でいを含む)	544.3 キロリットル (日量 1.9キロリットル)	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が自動車による。	一般廃棄物処分業者が行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1 浄化槽法第10条に定める浄化槽の保守点検及び清掃を行うこと。 2 浄化槽法第7条、第11条に定める法定検査をうけること。
事業系し尿	173.7 キロリットル (日量 0.6キロリットル)				<ol style="list-style-type: none"> 1 事業系し尿等については、原則、民間受入施設へ持ち込むものとする。
し尿混じりのビル ピット汚でい	168.4 キロリットル (日量 0.5キロリットル)				

別表 4

区 分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
動物死体	766頭 (日量 2.5頭)	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、申告により板橋区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、板橋区が火葬により処分する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 板橋区に収集を依頼する場合は、規則第19条に定める動物死体届出書により、所轄の清掃事務所長へ申告すること。 2 板橋区が収集する場合は、条例第54条の規定により、動物死体処理手数料を徴収する。 3 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう板橋区の指示によること。